

規制シート(様式)

180195002080001

平成29年12月15日

規制の名称	小型自動車競走場並びに場外車券売場の設置に関する規制	所管府省	経済産業省
根拠法令等	小型自動車競走法(昭和25年法律第208号)	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	製造産業局車両室 室長 塩手能景
規制目的	小型自動車競走の公正かつ安全な実施を確保すること。		
規制内容の概要	<p>・小型自動車競走場又は場外車券売場(以下「競走場等」という。)を設置しようとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>・競走場等の設置者は、その競走場等の位置、構造及び設備を基準に適合するように維持しなければならない。</p>	関連する予算	-
規制の最近の改廃経緯	-	関連する政策評価結果	-
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>勝車投票券販売行為は、形式上、刑法で禁止されている賭博行為に該当するが、小型自動車競走その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図ることを目的とした小型自動車競走法による行為として、例外的に認められている。</p> <p>当該規制は、小型自動車競走の公正かつ安全な実施を確保するために維持する必要がある。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	-		
見直し条項	-		
次の見直し時期	平成34年度		